

林務部における電子成果品作成費の積算について、下記の事項にご留意ください。

○下記については、電子成果品作成費の対象外です。

(1) 既存資料の収集・現地調査(直接人件費 解析等調査業務費分)

(2) 資料整理とりまとめ(直接人件費 解析等調査業務費分)

(3) 断面図等の作成(直接人件費 解析等調査業務費分)

(4) 総合解析とりまとめ(直接人件費 解析等調査業務費分)